



各 位

平成 20 年 4 月 25 日

会 社 名 日 本 電 子 材 料 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 坂 根 英 生
(コード番号 6855 東証 1 部)
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 門 統 括 部 長 厚 地 義 尚
電 話 0 6 (6 4 8 2) 2 0 0 7

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社従業員に対し金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、株主・投資家の皆様並びに関係者の方々に大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告を受けた事由の概要

当社従業員は、当社が平成 20 年 3 月期の間及び通期の連結業績予想を下方修正することについて決定した事実をその職務において知り、当該事実が公表された平成 19 年 8 月 7 日以前の同年 8 月 6 日に、当社株式 3,400 株を 5,015,000 円で売り付けました。

この行為が金融商品取引法第 175 条第 1 項に規定する「第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。

2. 勧告内容

上記の違反行為に対し金融商品取引法に基づき当該従業員に納付を命じられる課徴金額は 94 万円です。

3. 社内処分の概要

今回の勧告に係わる法令違反の事実関係につき社内調査を行った結果、当社従業員が売却時期などにつき法令上の制限を看過し、当社株式を売却したという事実を確認いたしました。

上場企業である当社従業員による法令違反の事実を厳粛に受け止め、株主・投資家の皆様及び関係者の方々への影響を重視し処分を検討した結果、当社従業員を降格及び 6 ヶ月間の減給処分とすることを決定いたしました。

なお、今回の処分に伴い、代表取締役社長、代表取締役副社長及びコンプライアンス担当役員はそれぞれ報酬の一部を 3 ヶ月間返上することとしました。

4. 再発防止策について

当社では、規程による自社株式売買時の事前申請制度やコンプライアンス教育により、内部者取引の未然防止に取り組んでまいりました。しかしながら今回の違反行為は当社の取り組みが不十分であったとの認識の上、直ちに規程を改定し自社株式売買に関するルールの厳格化を実施しました。

今後は、当社グループ全役職員に対するコンプライアンス教育の更なる強化と規程の周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

以 上